



担 当	署 長 村井雄亮
	監督課長 宮野幹二郎
	電 話 0191-23-4125
	(夜間) 0191-23-4611

労働安全衛生法違反事件の送致について

— クレーン転倒事故かくし及び虚偽陳述について元請と下請を送検 —

一関労働基準監督署（署長 村井雄亮）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、下記元請事業者及び工事所長並びに下請事業者及び同社代表取締役を盛岡地方検察庁一関支部に書類送検した。

1. 被疑者

(1) 元請事業者

- ① 株式会社奥村組（本社：大阪府大阪市）
- ② 被疑者 A（株式会社奥村組東北支店 工事所長(当時)、男、58 歳）

(2) 下請事業者

- ③ 東北ビルド株式会社（本社：一関市）
- ④ 被疑者 B（東北ビルド株式会社代表取締役、男、50 歳）

2. 違反被疑条文

(1) 上記②並びに③及び④に関して〔移動式クレーン転倒事故かくし〕

労働安全衛生法 第 100 条（報告等）

労働安全衛生規則 第 96 条（事故報告）

労働安全衛生法 第 120 条（罰則）

同法 第 122 条（両罰規定）

(2) 上記①及び②に関して〔労働基準監督官に対する虚偽陳述〕

労働安全衛生法 第 91 条（労働基準監督官の権限）

同法 第 120 条（罰則）

同法 第 122 条（両罰規定）

3. 事件の概要

- (1) 平成 28 年 7 月、岩手県一関市西磐井郡平泉町内で施工する水門建設工事現場において、東北ビルド株式会社の労働者が運転操作する移動式クレーン（つり上げ荷重 35 トン）の転倒事故が発生した。

労働安全衛生法では、移動式クレーンの転倒事故等が発生した場合は、所轄労働基準監督署長に対する事故報告書の提出を義務付けているが、当署で捜査を行った結果、被疑者A及び被疑者Bは共謀の上、当該移動式クレーンの転倒事故に係る報告を行わなかったことが判明したため、被疑者A、被疑者B及び東北ビルド株式会社を書類送検したものである。

- (2) また、平成28年12月、当署の労働基準監督官が現場事務所に赴き、被疑者Aに対して、移動式クレーンの転倒事故の有無等に関する質問を行ったが、移動式クレーンの転倒事故は発生していない旨回答したものであり、労働基準監督官に対する虚偽陳述があったことから、あわせて被疑者A及び株式会社奥村組を書類送検したものである。

4. 参考補足事項

- (1) 移動式クレーンの転倒事故は、東北ビルド株式会社所有の35トン移動式クレーンで使用していた吊り具を降ろそうとジブを傾けたところ、危険限界角度を超えて傾けた結果、転倒したものである。移動式クレーンは、現場敷地内の建設中の躯体と躯体の間に倒れたものであり、倒れたクレーンのジブが折損して使用不能の状態となったものの、建設物等への物的損害も発生しておらず、クレーンの運転手を含め、負傷者はいなかった。
- (2) クレーン等については、災害が発生したときの被害が大きくなることから特定機械として機械の検査等を実施するなどの規制の対象にもなっており、事故が発生した場合、その原因を究明して、再発防止の徹底をはかる必要があるものである。
- (3) 労災かくし、事故かくし及び虚偽陳述等を放置することは、事業場において発生した労働災害の状況把握、災害発生原因の分析が行われず、適切な対策が講じられないこととなり、その結果、同種災害の再発を招く恐れがあり、また、行政における災害発生原因の究明、再発防止対策の策定、行政指導等各種労働災害防止のための施策を誤らせることとなりうる。

このような弊害の重大性に鑑み、当署では、今後においても、労災かくし等に対しては、司法処分を含め厳正に対処する方針である。

関係法令

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

第百条（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3（略）

第九十一条（労働基準監督官の権限）

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

第二百十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述した者

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第二百二十二条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

第九十六条（事故報告）

事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～四（略）

五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき

イ 転倒、倒壊又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

六～十（略）